

倉敷市 被災事業者事業継続奨励金

倉敷市では、岡山県グループ補助金又は被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）を活用して、平成30年7月豪雨による被災後も、倉敷市内での事業継続に取り組む事業者の皆様を支援する**奨励金10万円**を交付します。
申請受付を**平成30年10月9日（火）**より開始します！



【対象者】※（１）～（４）全ての要件を満たす事業者

- （１）平成30年7月豪雨により倉敷市内で被災し、事業用資産が被害を受けたことについて、倉敷市長から事業者用の被災証明書の交付を受けていること。
- （２）岡山県グループ補助金又は被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）の交付決定を受けていること。
- （３）平成30年7月豪雨による被災後も倉敷市内において、次のいずれかに該当する施設等を有し、事業を継続し、又は継続する予定であること。
 - （ア）店舗、事務所、工場その他の事業所
 - （イ）岡山県グループ補助金を活用して復旧・整備した貸付施設又は貸付設備
- （４）倉敷市税の滞納がないこと。

【申請期間】

岡山県グループ補助金又は被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）の**交付決定から6か月以内**



- ◆ 申請書様式は、商工課HPに掲載しています。郵送又は持参にてご提出ください。
- ◆ 詳細については、商工課HPをご確認ください。

倉敷市 商工課



【申請・問い合わせ先】

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市文化産業局商工労働部商工課

Tel:086-426-3405

Fax:086-421-0121

Email:cmind@city.kurashiki.okayama.jp